

平成30年度 公益社団法人島根県林業公社職員採用試験及び嘱託職員採用試験 受 験 案 内

公益社団法人島根県林業公社
〒690-0876 島根県松江市黒田町4-3-2-1 島根県土地改良会館
TEL (0852) 32-3185
FAX (0852) 21-4375

○ 受 付 期 間	平成31年1月21日(月)～平成31年2月5日(火) 郵送による場合は、2月5日(火)までの消印有効
○ 受 付 時 間	午前8時30分～午後5時15分(日曜日、土曜日及び祝日を除く)
○ 試 験 日	平成31年2月17日(日)(2次選考)
○ 合 格 発 表	平成31年2月下旬(予定)

1. 職種、試験区分、採用予定人員及び職務内容

職種	試験区分	採用予定人員	職 務 内 容
① 職員 (技術職)	林業 (技術)	1名	<ul style="list-style-type: none"> ・林業公社経営林(分取造林契約地)の保育管理(下刈り、間伐等)、収穫事業の計画・設計・積算・事業契約、施工管理、現場の指導監督等に関する業務 ・林業公社経営林の契約地管理及び資源調査等に関する業務 ・分取造林の契約事務等に関する業務 ・林業労働力の確保推進に関する業務(林業事業者への経営、就労改善指導含む)
② 嘱託職員 (技術職補)	林業 (技術)	1名	<ul style="list-style-type: none"> ・上記①職員(技術職)の補助・支援業務

注 ①職員(技術職)採用試験は、②嘱託職員(技術職補)採用試験との併願が可能です。

2. 受験資格

(1) 年齢・学歴等

職種	年 齢 ・ 資 格 等
① 職員 (技術職)	森林・林業、木材産業に関する専門知識を有しており、次のいずれかに該当する人で、普通自動車免許(オートマ限定可)を有する人 1. 昭和56年4月2日以降に生まれた人 2. 大学卒業程度の学力を有する人 3. 平成9年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く)を卒業した人又は平成31年3月31日までに卒業見込みの人
② 嘱託職員 (技術職補)	森林・林業、木材産業に関する専門知識を有しており、下記に該当する人で、普通自動車免許(オートマ限定可)を有する人 1. 大学卒業程度の学力を有する人

(2) 上記(1)に関わらず、次の各号のいずれかに該当する人は受験できません。

- (ア) 成年被後見人又は被保佐人(経過措置による準禁治産者を含む。)
- (イ) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (ウ) 懲戒解雇又はこれに相当する処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (エ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3. 試験の種目、配点及び内容

職 種	試験の種目	内 容	
①職員 ②嘱託職員	1 次 選 考	書類選考	小論文 林業公社による分取造林は、森林資源の充実による公益的機能の高度発揮や中山間地域の雇用の確保、木材産業の振興など地域経済の発展に寄与することを目的として、実施されてきた。今後も、公社経営林を適正に整備管理して、次世代に繋がる森林づくりと持続可能な林業経営を実現していくためには、今後どのような対策が必要であるか「地域林業の発展と環境保全の両立」という視点から、あなたの考えを述べなさい。(1200字程度) 自己紹介書 「自己紹介書」によりあなたの活動歴・履歴等を記載し、提出してください。
		2 次 選 考	筆記試験
専門試験(択一式) (記述式)	専門的な知識及び能力について、択一式による筆記試験を行います。(45分) 専門的な知識・能力及び文章による表現力、課題に対する理解力を問う専門論文試験(小論文3題の内2題選択回答)を行います。(60分)		
面接試験	人物及び専門的知識についての面接試験(専門分野に関する口述試験を含む)を行います。(試験の参考にするため、事前に「自己紹介書」(所定様式)を提出していただきます。)		

注 1次選考合格発表：平成31年2月12日を目途に可否に関わらず申込者に書面で通知します。

4. 専門試験出題分野

試験区分	出題分野
林業（技術）	森林政策・森林経営学、造林学（森林生態学及び森林保護学を含む）、林業工学、林産一般、砂防工学

5. 2次選考の日時、試験会場及び合格発表

試験日時	試験会場	合格発表
平成31年 2月17日（日） 受付時間 8:30 ～ 9:00 筆記試験 9:15 ～ 12:15 9:15～10:00 教養試験（択一式） 10:15～11:00 専門試験（択一式） 11:15～12:15 専門試験（記述式） 昼食 12:15 ～ 13:30 面接試験 13:30 ～ （1人30分程度）	松江市黒田町432番地1 島根県土地改良会館 1階 会議室	平成31年2月下旬に島根県林業公社ホームページに合格者の受験番号を掲載するほか、別途書面で通知します。

注 1) 遅刻者は、試験開始後20分以降は受験できません。

2) 2次選考は1次選考の合格者のみ受験できます。

6. 受験手続き

- 「公益社団法人島根県林業公社職員（技術職）採用試験申込書」（嘱託職員採用試験に申し込みをする場合は「公益社団法人島根県林業公社嘱託職員（技術職補）採用試験申込書」）・「小論文」及び「自己紹介書」に必要な事項を記入し、島根県林業公社に直接持参するか郵送により提出してください。
 郵送する場合は、封筒の表に「採用試験申し込み」と朱書きし、配達記録郵便又は簡易書留郵便にしてください。
 また、職員採用試験に申し込みをする人で嘱託職員採用試験との併願を希望する人は、「公益社団法人島根県林業公社職員（技術職）採用試験申込書」の嘱託職員採用試験併願希望欄の【嘱託職員採用試験との併願を希望する】に○を付けてください。
- 試験申し込みに必要な上記書類は島根県林業公社ホームページからダウンロードしてください。
 島根県林業公社ホームページ【<https://www.forestry-shimane.or.jp/>】
- 受付は、日曜日、土曜日及び祝日を除き、平成31年1月21日（月）から2月5日（火）までの午前8時30分から午後5時15分までです。郵送による場合は、平成31年2月5日（火）までの消印のあるものに限り受け付けます。

7. 2次選考の受験に当たっての注意事項

- 受験票は、1次選考合格者に郵送します。1次選考可否通知が2月12日（火）までに到着しない時は、島根県林業公社総務企画課（TEL：0852-32-3185）へご連絡ください。
- 受験票には最近6ヶ月以内に撮影した写真（上半身・脱帽・正面向き・縦4cm横3cm）を貼り付けて、試験の当日持参してください。（写真がない場合は受験できません。）
- 受験手続き、その他この試験についてのお問い合わせは、島根県林業公社総務企画課へご連絡ください。

8. 合格から採用まで

- 合格者は、原則として平成31年4月1日に採用されます。ただし、職員（技術職）は採用後6箇月間は試用期間とします。また、嘱託職員（技術職補）は採用後3箇月間は試用期間とします。
- 嘱託職員（技術職補）については、常勤嘱託職員として採用し、雇用期間は雇用した日から雇用した日の属する年度の末日までとし、必要に応じて1年を超えない範囲内で契約を更新する場合があります。
 また、勤務状況や林業公社運営状況によっては、平成32年度以降、職員（技術職）へ登用する場合があります。
- 「2. 受験資格」を満たさない場合や、取得見込みとした資格等を所定の時期までに取得できなかった場合は、採用される資格を失います。

9. 給 与

- 職員（技術職）の初任給は、平成30年4月1日現在、大学卒22歳で月額181,711円で、このほか公益社団法人島根県林業公社職員給与規程の定めに従い通勤手当、期末・勤勉手当等の諸手当が支給されます。（学校卒業後の経歴を有する人については、その経歴に応じて給料月額を決定します。）
- 嘱託職員（技術職補）の給料は、月額197,500円で、このほか公益社団法人島根県林業公社嘱託職員就業規程の定めに従い通勤手当が支給されます。

10. 試験結果の開示について

採用試験の結果については、公益社団法人島根県林業公社個人情報保護要綱第19条の規定により、口頭による開示の請求をすることができます。

口頭による開示の請求は、受験者本人（代理人は不可）が「顔写真付きの証明書」（運転免許証・学生証等）を持参の上、下記の開示場所で行ってください。（電話は不可）

開示請求できる者	開示内容	開示期間	開示場所
合格者及び不合格者	総合得点及び総合順位	合格発表日より1ヶ月間	公益社団法人島根県林業公社 松江市黒田町432-1 島根県土地改良会館3F